

平成15年10月期 第三級陸上特殊無線技士 試験問題

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法

規

〔1〕 基地局を開設しようとする者は、総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）にどのようなことをしなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

1. その旨を報告する。
2. その旨を届け出る。
3. その旨の免許申請をする。
4. その旨を登録する。

〔2〕 次の文は、電波法に規定する「無線局」の定義であるが、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線局とは、無線設備及び の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。」

1. 無線設備の所有者
2. 無線通信を行う者
3. 無線局を運用する者
4. 無線設備の操作を行う者

〔3〕 次の文は、電波の質に関する電波法の規定であるが、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「送信設備に使用する電波の 及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。」

1. 総合周波数特性
2. 周波数の偏差
3. 変調度
4. 型式

〔4〕 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証をどのようにしていなければならないか、次のうちから選べ。

1. 携帯する。
2. 無線局に備え付ける。
3. 通信室内に保管する。
4. 通信室内の見やすい箇所に掲げる。

〔5〕 無線従事者が免許証の訂正を受けなければならないのは、次のどれか。

1. 他の無線従事者の資格を取得したとき。
2. 現住所に変更を生じたとき。
3. 本籍地に変更を生じたとき。
4. 氏名に変更を生じたとき。

〔6〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の空中線電力50ワット以下の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）で外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる電波の周波数の範囲は、次のどれか。

1. 1,606.5キロヘルツから4,000キロヘルツまで
2. 4,000キロヘルツを超え25,010キロヘルツ未満
3. 25,010キロヘルツから960メガヘルツまで
4. 960メガヘルツを超え1,215メガヘルツ未満

法

規

〔7〕 次の文は、秘密の保護に関する電波法の規定であるが、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその□を漏らし、又はこれを窃用してはならない。」

1. 情報
2. 通信事項
3. 存在若しくは内容
4. 相手方及び記録

〔8〕 無線局が臨時に電波の発射の停止を命ぜられることがある場合は、次のどれか。

1. 暗語を使用して通信を行ったとき。
2. 発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えたとき。
3. 免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用したとき。
4. 発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるとき。

〔9〕 免許人（包括免許人を除く。）が正当な理由がないのに無線局の運用を引き続き何か月以上休止したときにその免許を取り消されることがあるか、次のうちから選べ。

1. 6 か月
2. 3 か月
3. 2 か月
4. 1 か月

〔10〕 電波法に違反して運用した無線局を認めたとき、電波法の規定により免許人がとらなければならない措置は、次のどれか。

1. その無線局の免許人を告発する。
2. その無線局の免許人にその旨を通知する。
3. 総務省令で定める手続により総務大臣に報告する。
4. その無線局の電波の発射を停止させる。

〔11〕 免許人は、免許状に記載された事項に変更を生じたときは、どのようにしなければならないか、次のうちから選べ。

1. 直ちに届け出る。
2. 免許状の訂正を受ける。
3. 再免許を申請する。
4. その旨を報告する。

〔12〕 無線局の免許人は、無線従事者を選任又は解任したときは、電波法の規定により、どのような手続をとらなければならないか、次のうちから選べ。

1. 遅滞なくその旨を届け出る。
2. 2 週間以内にその旨を届け出る。
3. 1 か月以内にその旨を報告する。
4. 速やかに総務大臣の承認を受ける。